

議案第	号	和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担	当	保険年金課
<p><b>【内容】</b></p> <p>令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、和光市国民健康保険条例第12条の罰則に関する規定について、被保険者証の返還を求める内容を削除する。</p> <p>また、施行日前にした行為に対する罰則の適用や現に交付されている被保険者証の有効期限内においては附則としてなお従前の例によることを規定する。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和6年12月2日</p>		